

安全データシート

整理番号 AWI GC:01

ダイチレン (エチレン)

安全データシート

作成日 1993 年 3 月 31 日
改定日 2024 年 5 月 2 日 (9 版)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : ダイチレン
(注意：容器およびラベルに表示する製品名と一致させること)
製品コード :
化 学 名 : エチレン (Ethylene)
供給者の会社名称 : エア・ウォーター東日本株式会社
住 所 : 東京都港区虎ノ門 3 丁目 1 8 番 1 9 号
担 当 部 門 : 産業事業部
連 絡 先 : Tel; 03-3578-7822 FAX; 03-3578-7829
E-mail;
緊急連絡電話番号 :
推奨用途 :
使用上の制限 : 本製品の使用にあたっては該当する各法律、及び次項以降の危険有害性情報等に基づき使用すること
整 理 番 号 : AWI GC : 01

2. 危険有害性の要約

GHS 分類
物理化学的危険性 可燃性ガス 区分 1
高圧ガス 圧縮ガス又は深冷液化ガス
健康に対する有害性 特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 3 (麻酔作用)
環境に対する有害性 水生環境有害性 短期 (急性) 区分 3
記載がないものは分類対象外または分類できない。

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 : 危険
危険有害性情報 : 極めて可燃性の高いガス
: 高圧ガス：熱すると爆発のおそれ
: 深冷液化ガス：凍傷又は傷害のおそれ
: 眠気又はめまいのおそれ
: 水生生物に有害

注意書き [安全対策] : 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。
禁煙。
: 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
: 屋外または換気の良い場所でだけ使用すること。
: 環境への放出を避けること。
: 耐寒手袋及び保護面又は保護眼鏡を着用すること。
[応急措置] : 漏えいガス火災の場合には、漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。

- : 漏えいした場合、着火源を除去すること。
- : 吸入した場合、空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- : 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- : 凍った部分をぬるま湯で溶かすこと。受傷部はこすらないこと。
- : 直ちに医師の診断/手当を受けること。
- [保管]: 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
- : 容器を密閉しておくこと。
- : 施錠して保管すること。
- [廃棄]: 内容物及び容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質
化学名又は一般名 (化学式) : エチレン (C₂H₄)

成分及び含有量:

化学物質	CAS No	分子量	官報公示整理番号		成分組成
			化審法	安衛法	
エチレン	74-85-1	28.00	(2)-12	既存化学物質	100%

重量濃度換算式

$$\text{重量濃度 (wt.\%)} = \frac{\sum \text{Mn Vn}}{\sum \text{Mn Vn}} \times 100$$

※Mn: 各成分の分子量 Vn: 各成分の体積 (ガス容積)
※各成分の温度・圧力は同一条件とする
※各成分の体積 (ガス容積) は合計で100%とする

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所へ移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。
: 必要に応じて人工呼吸を行う。
: 気分が悪い時には医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 凍傷の場合: 多量の水ですすぎ、衣類は脱がせないこと。
: 必要に応じて医師の診察を受けること。
- 眼に入った場合 : 目に入った場合: 水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。
: 眼の刺激が続く場合: 医師の診断又は手当を受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
: 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 応急措置をする者の保護 : エリアに入る前に、大気中の酸素濃度を確かめること。
: 呼吸用保護具が必要となる可能性がある。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 漏えいガス火災の場合: 漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 火災時の措置に関する特有の危険有害性 : 極めて可燃性の高いガス
: 加熱により、密閉容器やタンクの圧力が上昇する恐れがある。
: 火災時には密閉容器が破裂または爆発する危険性がある。
: 漏えい部や安全装置に直接水をかけてはならない。

特有の消火方法	凍る恐れがある。
	: 漏えいガス火災の場合：漏えいが安全に停止されない限り消火しないこと。
	: 火災の場合：区域から退避させること。
	: 安全な距離と保護された場所から消火活動を行うこと。
	: 風上から近づくこと。
消火を行う者の保護	: 水噴霧や霧水で周辺機器を冷却すること。
	: 危険でなければ危険区域から容器を移動すること。
	: 自給式呼吸器および防護服を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置	: 適切な保護衣、手袋、眼または顔面用保護具を着用すること。
	: 汚染エリアは標識を設けて区画し、部外者の立ち入りを禁止すること。
	: 漏出エリアを換気すること。
	: 安全に対処できるなら漏えいを止めること。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材	: 製品を環境中に放出しないこと。
	: 漏出を止める液体が漏れないように、容器の漏れが見られる側を上 にすること。
	: 噴霧水でガスを抑えること。
	: 機器は適切にアース接地されていることを確認する。
二次災害の防止策	: 漏えいした場合、着火源を除去すること。
	: 火花の出ない工具を使用すること。
	: 閉鎖環境での容器からの流出により酸素が減少し、窒息することが ある。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具 を着用する。
安全取扱注意事項	: 防爆型の電気機器、換気装置、照明器具を使用すること。
	: 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 禁煙。
	: 火花を発生させない工具を使用すること。
	: 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	: 使用する前に気密性/透過性を確認すること。
	: ガスボンベが転倒しないようにすること。
	: 容器への逆流を防止する措置をとること。
	: 配管及び機器に漏れがないか調べること。
	: 容器の取り付け、取り外し作業の際は漏えいさせない様、十分に注 意すること。
	: 使用後は、バルブを完全に閉め、口金キャップを取付け、保護キャ ップを付けること。
	: 本製品を使用する場所で、飲食・喫煙は行わないこと。
	: 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸引しないこと。
衛生対策	: 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
	: 皮膚および眼との接触を避けること。

局所排気・ 全体換気 安全な保管条件	: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行うこと。 : 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 禁煙。 : 容器を密閉し、換気の良い場所で保管すること。 : 40℃以下の温度で保管すること。 : 施錠して保管すること。 : 涼しいところに置き、日光から遮断すること。
安全な容器包装材料	: 国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度	：	日本産業衛生学会(2013 年版)	：	規定されていない	
		ACGIH(2013 年版)	TLV-TWA	：	200ppm
			TLV-STEL	：	規定されていない
設備対策	：	製品は閉鎖環境でのみ取り扱うか、局所排気装置のある場所で取り扱う。			
	：	防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。			
	：	暴露のリスクのあるすべての場所の近くに、救急用の目をすぐ器具と安全用のシャワーが設置されなければならない。			
保護具					
呼吸用保護具	：	自給式空気呼吸器、認可を受けた有機ガス用防毒マスク、送気マスクを着用すること。			
手の保護具	：	耐熱（防寒）手袋			
眼、顔面の保護具	：	保護眼鏡/保護面を着用すること。			
皮膚及び身体の保護具	：	帯電防止服および導電靴を着用しなければならない。			

9. 物理的及び化学的性質

物 理 状 態	: 気体
色	: 無色
臭 い	: 僅かに特異臭
融点	: -169.2℃
凝固点	: 情報なし
沸点又は初留点 及び沸点範囲	: -104 ℃
可燃性	: 可燃性
爆発下限界及び爆発 上限界/可燃限界	: 2.7-36vol%
引 火 点	: -136℃
自然発火点	: 490℃
分 解 温 度	: 情報なし
p H	: 情報なし
動粘性率	: 情報なし
溶 解 度	: 情報なし
n-オクタノール/水 分配係数 (log 値)	: log Kow=0.053
蒸 気 圧	: 42700hPa (0℃)
密度	: 0.974g/cm ³ (15℃)

相対密度	: 0.98(空気=1)
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし
その他のデータ	
臨界温度	: 情報なし
臨界圧力	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 極めて可燃性の高いガス。
化学的安定性	: 通常の使用条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 密閉状態で加熱すると爆発のリスクがある。 : ガス/空気の混合気体は爆発性である。 : 混触危険物質と激しく反応する可能性がある。
避けるべき条件	: 高温、裸火。
混触危険物質	: 強力な酸化剤。
危険有害な分解生成物	: 情報なし

11. 有害性情報

急性毒性	: 区分に該当しない
皮膚腐食性/刺激性	: 情報なし
眼に対する重篤な損傷性 /眼刺激性	: 情報なし
呼吸器感作性又は皮膚感 作性	: 情報なし
生殖細胞変異原性	: 情報なし
発がん性	: 情報なし
生殖毒性	: 情報なし
特定標的臓器毒性（単回 ばく露）	: 区分 3（麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復 ばく露）	: 情報なし
誤えん有害性	: 区分に該当しない
その他の情報	: 情報なし

12. 環境影響情報

水生環境有害性	: LC50（96H） 魚類（ニジマス） 55mg/L EC50（48H） 甲殻類（オオミジンコ） 53mg/L ErC50（72H） 藻類（ムレミカヅキモ） 72mg/L
短期（急性）	: 区分 3
長期（慢性）	: 情報なし
残留性・分解性	: 情報なし
生体蓄積性	: BCF=4（計算値） 生物蓄積性は低いと考えられる
土壌中の移動性	: 土壌吸着係数：Koc=98
オゾン層への有害性	: 情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 内容物・容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。 : 環境への放出を避けること。
汚染容器および包装	: 内容物・容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

: 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。

14. 輸送上の注意

国際規制

- 国連番号 : 1962 (圧縮されているもの)
1038 (深冷液化されているもの)
- 国連品名 : エチレン
- 国連危険有害性クラス : クラス 2.1

国内規制

- 海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
- 航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
- 陸上規制情報 : 高压ガス保安法の規定に従う。
- 特別安全対策 : 移動、転倒、衝撃、摩擦などを生じないように固定する。
: 運搬時には容器を 40℃以下に保ち、特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。
: 火気、熱気、直射日光に触れさせない。
: 鋼材部分と直接接触しないようにする。
: 重量物を上乗せしない。
: 移送時にイエローカードの保持が必要。
- 緊急時応急措置指針番号 : 116P (圧縮されているもの)
115 (深冷液化されているもの)

15. 適用法令

- 化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない
- 労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号 別表第 9)
- 毒物及び劇物取締法 : 危険・可燃性ガス (施行令別表第 1 第 5 号)
- 高压ガス保安法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号 別表第 9)
- 船舶安全法 : 該当しない
- 航空法 : 圧縮ガス、液化ガス (法第 2 条 1、法第 2 条 9)
- 港則法 : 可燃性ガス (一般高压ガス保安規則第 2 条)
- 道路法 : 高压ガス・引火性高压ガス (危規則第 2、3 条危険物告示別表第 1)
- 農薬取締法 : 高压ガス・引火性高压ガス (施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)
- : 輸送禁止 (施行規則第 194 条 9) (深冷液化されているもの)
- : その他危険物・高压ガス (法第 21 条第 2 項、規則第 12 条、危険物の種類を定める告示表)
- : 車両の通行制限 (施行令第 19 条の 13、(独) 日本高速道路保有・責務返済機構公示第 12 号・別表第 2)
- : 特定農薬 (法第 3 条第 1 項、平成 15 年 3 月 4 日告示第 1 号)

16. その他の情報

- 適用範囲 : この安全データシートは、エチレンに限り適用するものである。
- 参考文献 : 厚生労働省 モデル SDS、(独) 製品評価技術基盤機構 政府による GHS 分類結果、(一社) 日本産業・医療ガス協会および仕入先より入手した SDS をもとに作成しております。

その他

- : 本 SDS の記載内容は、現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
- : また、本記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特殊な取扱いをする場合は、新たな用途・用法に適した安全対策を本 SDS の発行者にご確認下さい。
- : 本文書は厚生労働省告示第 133 号（平成 24 年 3 月 16 日）に基づき作成したものですので、より詳細に関しては適用法規・学術文献・メーカーの取扱説明書を参照して下さい。
- : 本文書の書式は JIS Z 7253 : 2019 の規格に基づき記載しました。

以上